

## 安全データシート

作成日 2006年 11月 7日  
改定日 2022年 10月 12日

### 1. 化学物質等及び会社情報

製品名: ユニコールド (主剤)  
整理番号: 安Ⅲ-016-03  
会社名: アオイ化学工業株式会社  
住所: 広島市安佐南区相田1丁目1-26  
電話番号: 082-877-1341  
FAX番号: 082-879-7260

この安全データシートに関する問合せ先(技術開発課) 電話番号: 0826-46-3511

推奨用途および使用上の制限: コンクリート舗装やアスファルト舗装のひび割れ補修および目地充填

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体	分類できない
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	分類できない
	急性毒性(経皮)	分類できない
	急性毒性(吸入:ガス)	区分に該当しない
	急性毒性(吸入:蒸気)	分類できない
	急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)	分類できない
	皮膚腐食性/刺激性	分類できない
	眼に対する重篤な損傷/眼刺激性	分類できない
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	分類できない
	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	分類できない
	特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	分類できない
	誤えん有害性	分類できない
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期(急性)	区分3
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分3

※記載のない GHS 分類区分は、区分に該当しない/分類できない

#### ラベル要素

絵表示又はシンボル:	無し
注意喚起語:	無し
危険有害性情報:	水生生物に有害 長期的影響により水生生物に有害
注意書き:	《予防策》 環境への放出を避けること。 《対応》 眼に入った場合:水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 目の刺激が続く場合は、医師の診断/手当を受けること。 取り扱った後、手を洗うこと。 暴露した時、または気分が悪い時は、医師の診断/手当を受けること。 《廃棄》 内容物や容器を、国際/国/都道府県/市町村の規則に従い廃棄すること。
国/地域情報:	記載なし

3. 組成、成分情報物質

単一製品・混合物の区分: 混合物  
化学名又は一般名: ゴムアスファルト乳剤  
主な成分および含有量:

成分名	CAS番号	官報公示整理番号	含有率(%) 〔代表値〕
石油アスファルト	8052-42-4	9-1720(化審法)	55~65
スチレン・ブタジエン共重合体	非公開	非公開	15~25
水等	非公開	非公開	10~20

4. 応急措置

吸入した場合: 気分が悪くなった場合、空気の清浄な場所に移り安静にする。  
皮膚に付着した場合: 多量の水および石鹼で洗い流す。症状がでた場合は、必要に応じて医師の診断を受ける。  
眼に入った場合: 直ちに清浄な流水で15分以上洗眼した後、医師の処置を受ける。  
飲み込んだ場合: 直ちに医師の処置を受ける。  
予想される急性症状及び遅発性症状: 情報なし。  
最も重要な兆候および症状: 特になし。

5. 火災時の措置

消火剤: 水・炭酸ガス・ドライケミカル等一般消火剤  
使ってはならない消火剤: 特になし。  
特有の危険有害性: 特になし。  
特有の消火方法: 製品乾燥物に着火した場合は、注水・水噴霧・ドライケミカル等一般消火剤を使用し、消火は風上から行う。  
消火を行う者の保護: 適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、  
保護具及び緊急時措置: 出来るだけ直接皮膚に触れないようにし、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。  
環境に対する注意事項: 万一、公共水域へ流出した場合は、必要に応じて所轄の消防署、警察署等の監督官庁へ届け出て下さい。  
本製品は河川・湖沼等に流入すると少量でも広範囲にわたり汚濁させる。  
河川・湖沼等公共水域及び下水への流入は絶対に避ける。  
封じ込め  
漏出源を遮断し、漏れを止める。  
及び浄化の方法・機材: 少量の場合、乾燥砂・オガクズ・ウエス等に吸収させ回収する。  
大量の場合には盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから回収する。  
二次災害の防止策: 特になし。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い  
技術的対策: 容器から漏出させないようにし、保護手袋・保護眼鏡・マスク等を着用する。  
局所排気・全体換気: 特になし。  
安全取扱い注意事項: 取扱い後、うがいをし石鹼で手を洗うこと。  
保管  
保管条件: 直射日光を避け、凍結を避けるために密閉容器で5~40℃の室内に保管する。  
安全な容器包装材料: 製品使用の容器に準ずる。

## 8. 暴露防止および保護措置

管理濃度:	設定されていない
許容濃度:	ACGIH (TWA)0.5mg/m <sup>3</sup>
設備対策:	使用に当っては換気を良くする。 換気の悪い場所で使用する場合、換気装置を設置する。 取扱い場所の近くに洗眼、水洗設備を設置することが望ましい。
<b>保護具</b>	
呼吸器の保護具:	特になし。
手の保護具:	ゴム又は樹脂製が良い。
眼の保護具:	ガラス又は樹脂製のゴーグルタイプが良い。
皮膚および身体の保護具:	厚手の布製で長袖、長ズボンを着用することが望ましい。
衛生対策:	作業後、手をよく洗い、うがいをしてから喫煙、飲酒等をする。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など:	黒色液体
臭い:	ラテックス臭
pH:	10.5
融点、凝固点:	113.5°C(石油アスファルト)
沸点、初留点および沸騰範囲:	100°C
引火点:	354°C(石油アルファルト)
爆発限界:	データなし
蒸気圧:	データなし
蒸気密度(空気=1):	データなし
比重(密度):	約 1.0((23°C)
溶解度:	水と接触すると凝集する。
オクタノール／水分配係数:	6(石油アスファルト)
自然発火温度:	480°C(石油アスファルト)
分解温度:	データなし
臭いのしきい(閾)値:	データなし
蒸発速度(酢酸ブチル=1):	データなし
燃焼性(固体、ガス):	データなし

## 10. 安定性および反応性

安定性:	室温では安定。
危険有害反応	
可能性:	水と接触すると凝集する。
避けるべき条件:	加熱・高温・直射日光・氷点下
混触危険物質:	水禁忌物質と同一場所での保管は避ける。

## 11. 有害性情報

<b>急性毒性</b>	
経口:	LD50 >5,000mg/kg (ラット) (石油アスファルト)
経皮:	LD50 >2,000mg/kg (ラビット) (石油アスファルト)
皮膚腐食性/皮膚刺激性:	データなし
眼に対する重篤な損傷/眼刺激性:	データなし
呼吸器感作性または皮膚感作性:	データなし
発がん性:	データなし
生殖毒性:	データなし
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露):	データなし
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露):	データなし
誤えん有害性:	データなし

## 12. 環境影響情報

生態毒性(魚類):	LC50 >100mg/l-96hr(ヒメダカ) (スチレン・ブタジエン共重合体)
生態毒性(甲殻類):	1.0-10mg/l-48hr(オオミジンコ)
生態毒性(藻類):	>100mg/l-72hr
残留性・分解性:	水中では、アスファルトは分散性は乏しく、浮くか沈むかである。土壌中では移動性はない。(石油アスファルト)
生体蓄積性:	アスファルトの構成成分の log Kow は 6 以上なので生体蓄積性があると判定されるが、実際には極めて水に難溶であり、このような高分子量の物質が水中生物の体内に取り込まれることは考えにくい。(石油アスファルト)
土壌中の移動度:	土壌中では移動性はない。(石油アスファルト)

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物:	焼却する場合、関連法規・法令を遵守する。廃棄する場合、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物の収集運搬業者や処理業者と契約し、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)及び関係法規・法令を遵守して、適正に処理する。
汚染容器・包装:	空の汚染容器・包装を廃棄する場合、内容物を除去した後に、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物の収集運搬業者や処理業者と契約し、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)及び関係法規・法令を遵守して、適正に処理する。

## 14. 輸送上の注意

国内規制:	特になし
国連分類:	9.その他の有害性物件
国連番号:	3082
容器等級:	3
国連品名:	環境有害性物質(液体)
特定の安全対策:	直射日光を避け、5~40℃で輸送する。 輸送前に容器の破損、腐食、漏れなどがないことを確認する。転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に進行。
応急処置指針番号:	171 低、中程度の有害性物質

## 15. 適用法令

化審法:	該当なし
化学物質管理促進法:	該当なし
労働安全衛生法:	第 57 条の 1、施行令第 18 条の 1 別表第 9 に規定される通知対象物 (石油アスファルト) 第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9 に規定される通知対象物 (石油アスファルト) 第 57 条の 3、危険性又は有害性を調査しなければならない物質 (石油アスファルト) 特定化学物質障害予防規則 特定化学物質第 2 類物質 (アスファルトに含まれる硫化水素) 特定化学物質障害予防規則 特定化学物質第 3 類物質 (アスファルト加熱時に発生する一酸化炭素)
消防法:	第 9 条の 4 危険物の規制に関する政令第 1 条の 12 別表第 4「指定可燃物」 可燃性固体類
毒物および劇物取締法:	該当なし
大気汚染防止法:	該当なし
海洋汚染防止法:	海洋汚染防止法施行令別表第 1 有害液体物質(Z 類) (スチレン・ブタジエン共重合体) 施行令別表第 1 有害液体物質(Y 類)(石油アスファルト)
船舶安全法:	該当なし

航空法:	該当なし
港則法:	該当なし
労働基準法:	該当なし

---

## 16. その他の情報

### 参考文献

1. 「TLV and BEIs」 ACGIH
2. GHS分類結果データベース 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

※ここに記載された情報は、当社の最善の知見に基づくものですが、情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。すべての化学品には未知の有害性が有り得るため、取り扱いには細心の注意が必要です。本品の適正に関する決定は、使用者の責任において行って下さい。